

自己点検事項

◇ 認知症ケア加算2(A247)

(1) 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師又は認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を配置している。 ( 適 ・ 否 )

ア 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

- ※ 精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師である。
- ※ ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、2日間、7時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。
- ※ 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(◆)を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名以上の非常勤医師が認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (◆)精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。

イ 認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

- ※ 認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
  - ① 国又は医療関係団体等が主催する研修である。
    - ※ 600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。
  - ② 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修である。
  - ③ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。
    - (イ) 認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防
    - (ロ) 認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要
    - (ハ) 認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法
    - (ニ) 認知症看護に必要なアセスメントと援助技術
    - (ホ) コミュニケーションスキル

点検に必要な書類等

- ・ 当該届出に係る専任の常勤医師又は常勤看護師の出勤簿
- ・ 専任の常勤医師の経験が分かるもの又は専任の常勤看護師の経験が分かるもの
- ・ 認知症看護に係る適切な研修の研修修了証

医療機関コード  
保険医療機関名

(へ) 認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理  
症状(BPSD)への対応

(ト) ケアマネジメント(各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法)

(チ) 家族への支援・関係調整

④ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を  
含むものである。

(2) 原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神  
病床は除く。）に、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を3名  
以上配置している。 ( 適 ・ 否 )

ただし、(2)に掲げる3名の看護師のうち1名については、次の事項に該当する研修を受講した看護  
師が行う認知症看護に係る院内研修の受講をもって満たすものとして差し支えない。

※ 適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修である。（修了証が交付されるも☒）

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修である。

ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものである。

(イ) 認知症の原因疾患と病態・治療

(ロ) 入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術

(ハ) コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法

(ニ) 行動・心理症状（BPSD）、せん妄の予防と対応法

(ホ) 認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援

(3) (1)の医師又は看護師は、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握し、  
病棟職員に対し必要な助言等を行っている。 ( 適 ・ 否 )

(4) (1)の医師又は看護師を中心として、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の  
適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療  
機関内に周知し活用している。 ( 適 ・ 否 )

(5) (1)の医師又は看護師を中心として、認知症患者に関わる職員に対して、少なくとも  
年に1回は研修や事例検討会等を実施している。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な  
書類等

・病棟に配置される看護師の研修修了証又は院内研修を受講したことが分かるもの

点検に必要な  
書類等

・医師又は看護師が病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握  
していることが確認できる書類

点検に必要な  
書類等

・認知症ケアに関する手順書（マニュアル）

点検に必要な  
書類等

・認知症患者のケアに関する研修や事例検討会等を実施していることが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名